

別表第2（第3条関係）

建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 前面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。</p> <p>(2) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。</p>
2 廊下等	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。</p> <p>ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>(3) 突出物その他通行の支障となるものを設けないこと。ただし、通行の</p>

	<p>安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。</p>
<p>3 階段（その踊場を含む。）</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 手すりを両側に設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 (4) 段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込みを2センチメートル以下とすること。 (5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が2の項(2)ウに定めるもの又は段がある部分と連続して両側に手すりを設けるものである場合は、この限りでない。 (6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (7) 踏面の両側に、側壁又は2センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。
<p>4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 勾配が1/2を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを両側に設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

	<p>(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が2の項(2)アからウまでのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを両側に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 両側に、側壁又は5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p>
<p>5 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。(6)及び(7)において同じ。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造を有する便所内に設けられる便房又は便所（以下「みんなのトイレ」という。）を1以上設けること。</p> <p>(7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（床面積の合計が500平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舍又は下宿を除く。）及び公衆便所にあつては、車いすが360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間）が確保されていること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>(2) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（ホテル若しくは旅館又は共同住宅、寄宿舍若しくは下宿を除く。）に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、(1)の規定にかかわらず、みんなのトイレを2以上又はみんなのトイレ及び次に掲げる構造の便房（以下「ゆとりブース」という。）</p>

をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所にそれぞれ1以上）設けること。

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう空間が確保されていること。

(3) みんなのトイレ又はゆとりブースを設けた場合には、便所内に、次に掲げる構造の手洗器を設けること。

ア 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。

イ もたれかかったときに耐えうる強固なもの又は両側に手すりを適切に配置すること。

ウ 手洗器具は、容易に操作することができるものとする。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。

(5) (4)により設けた小便器は、そのうち1以上に、両側に手すりが適切に配置されたものであること。

(6) 別表第1の1 建築物の表1の項から5の項まで、6の項（(4)を除く）、7の項、8の項(1)、10の項（福祉ホームその他これに類するもので主として障害者等（障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。）が利用するものに限る。）、11の項（児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものに限る。）、12の項、13の項及び15の項(1)に掲げる生活関連施設で床面積の合計が500平方メートル以上のもの並びに同表21の項に掲げる生活関連施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。

ア 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。

イ 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。

ウ 当該便所の出入口に、ア及びイ（イただし書に該当する場合にあっては、ア）の設備を設けている旨を表示すること。

(7) (6)に掲げる生活関連施設（別表第1の1 建築物の表21の項に掲げる生活関連施設を除く。）で床面積の合計が500平方メートル未満のものに、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、(6)アからウまでに掲げるものとするよう努めること。

6 浴室等

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。

- (1) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。
- (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。
- (3) 水栓器具は、容易に操作することができるものとする。
- (4) 更衣ブース、シャワーブース等（更衣又はシャワーの使用のために間仕切り、カーテン等で仕切られた空間をいう。以下この号において同じ。）を設ける場合には、そのうち1以上の出入口の幅を85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合、又は車いす使用者が当該更衣ブース、当該シャワーブース等に直進のまま出入りすることができる場合にあつては、80センチメ

	<p>ートル以上) とすること。</p>
<p>7 ホテル又は旅館の客室</p>	<p>(1) ホテル又は旅館には、客室の総数が200未満の場合にあっては当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、200以上の場合にあっては当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（みんなのトイレが設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(エ) 出入口の幅は、85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合、又は車いす使用者が当該便所に直進のまま出入りすることができる場合にあっては、80センチメートル以上）とし、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室（以下イにおいて「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p>

	<p>(ウ) 出入口は、ア(エ)に掲げるものとする。</p> <p>ウ 車いすが360度回転できるよう、直径1.5メートル以上の円が内接できる空間が確保されていること。</p> <p>(3) 聴覚障害者が利用する客室内には、非常警報装置を設けるよう努めること。</p>
8 客席	<p>(1) 観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸場の客席の総数が200未満の場合にあつては当該客席の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客席の総数が200以上1,000未満の場合にあつては当該客席の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、客席の総数が1,000以上の場合にあつては当該客席の総数に500分の1を乗じて得た数に10を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用できる客席で次に掲げる基準に適合するもの（以下「車いす使用者用客席」という。）を設けること。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 移動等円滑化経路（13の項に規定する移動等円滑化経路をいう。）を構成する出入口から(1)に定める客席までの経路の幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>ウ イに掲げる経路に高低差がある場合においては、4の項(1)、(2)及び(5)並びに13の項(2)エに定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(2) 観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸場の客席の総数が200未満の場合にあつては当該客席の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客席の総数が200以上1,000未満の場合にあつては当該客席の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、客席の総数が1,000以上の場合にあつては当該客席の総数に500分の1を乗じて得た数に10を加えた数以上の難聴者の聴力を補うための装置のある客席を設けるよう努めること。</p>
9 カウンター等	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター、記載台又は公衆電話台（以下「カウンター等」という。）</p>

	<p>) を設ける場合は、それぞれ1以上のカウンター等を車いす使用者の円滑な利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) 券売機、公衆電話機、自動販売機、水飲み器その他不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する機器を設ける場合には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した機器とするよう努めること。</p>
<p>1 0 休憩設備</p>	<p>(1) 床面積の合計が2, 0 0 0平方メートル以上の建築物（公衆便所及び自動車の駐車の用に供する施設を除く。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等を設ける場合は、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（以下「休憩設備」という。）を適切な位置に設けること。</p> <p>(2) 休憩設備又はその付近に、必要に応じ、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。</p>
<p>1 1 敷地内の通路</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 手すりを両側に設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込みを2センチメートル以下とする。</p> <p>(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 勾配が1 2分の1を超え、又は高さが1 6センチメートルを超え、かつ、勾配が2 0分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを両側に設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>

	<p>ウ 両側に、側壁又は5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p> <p>(4) 突出物その他通行の支障となるものを設けないこと。ただし、通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、白杖、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
<p>1 2 駐車場</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（共同住宅、寄宿舍にあつては、床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に設けられるものに限る。以下この項において同じ。）を設ける場合には、当該駐車場（駐車場が2以上あるときは、合わせて1の駐車場とみなす。）における自動車の全駐車台数が200未満の場合にあつては当該全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200以上1,000未満の場合にあつては当該全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上、全駐車台数が1,000以上の場合にあつては当該全駐車台数に500分の1を乗じて得た数に10を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、3.5メートル以上とし、奥行きは6メートル以上とすること。</p> <p>イ 13の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 車両への乗降の用に供する部分は、できるだけ水平とすること。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する車寄せを設ける場合は、次に掲げる基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降の用に供する自動車の停車のための部分（以下この号において「高齢者、障害者等優先停車施設」という。）を設けるよう努めること。</p> <p>ア 車両への乗降の用に供する部分は、車いす使用者等が円滑に乗降で</p>

	<p>きるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5メートル以上とし、できるだけ水平とすること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等優先停車施設又はその付近に、必要に応じ、高齢者、障害者等優先停車施設である旨を表示すること。</p> <p>ウ 高齢者、障害者等優先停車施設に最も近い利用者の用に供する出入口から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路は、13の項(2)キに定める構造とすること。</p>
<p>1.3 移動等円滑化経路</p>	<p>(1) 次のアからエまでに掲げる場合には、それぞれ当該アからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通じる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階と直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 建築物又はその敷地にみんなのトイレ又はゆとりブースのある便所（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該みんなのトイレ及び当該ゆとりブースまでの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。</p>

ア 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

イ 移動等円滑化経路を構成する出入口は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、85センチメートル以上（構造上出入口の幅を85センチメートル以上とすることが困難である場合又は車いす使用者が当該出入口に直進のまま出入りすることができる場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。

(イ) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(ロ) 直接地上へ通じる主要な出入口は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。

イ 屋根又はひさしを設けるよう努めること。

ウ 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、2の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、1.2メートル以上とすること。

(イ) 廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(ロ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 別表第1の1 建築物の表2の項及び10の項(1)（保育所その他これに類するものを除く。）に掲げる生活関連施設の廊下等には、手すりを設けること。

(オ) 別表第1の1 建築物の表2の項、4の項（観覧場を除く。）、5の項、6の項（(4)を除く。）、7の項、8の項(1)及び13の項に掲げる生活関連施設（床面積の合計が5,000平方メートル以上のものに限る。）の廊下等には、高齢者、障害者等が当該廊下等を

円滑に利用することを妨げない場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設（乳幼児用ベッド、いすその他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所をいう。以下同じ。）を1以上設けるとともに、その位置を表示すること。ただし、廊下等以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられ、かつ、その位置が廊下等に表示されている場合は、この限りでない。

エ 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、4の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、階段に代わるものにあつては1.2メートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さが75センチメートル以内ごとに踊場を設けること。

(エ) 踊場（ウの規定により設けるもの及びそれ以外のものをいう。）の踏幅は、1.5メートル以上とすること。

オ 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（カに規定するものを除く。以下オにおいて同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(ア) かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室がある階、みんなのトイレ又はゆとりブースがある階、車いす利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(ウ) かごの奥行きは、1.35メートル以上（別表第1の1 建築物の表9の項に掲げる生活関連施設であつて床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは、1.1

- 5メートル以上) とすること。
- (エ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1.5メートル以上とすること。
 - (オ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - (カ) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - (キ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - (ク) かご内の両側面に、手すりを設けること。
 - (ケ) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
 - (コ) かごの出入口には、利用者を感じし、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
 - (カ) 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、(ア) から(コ)まで（(エ)及び(キ)を除く。）に定めるもののほか、次に掲げるものであること。
 - a かごの幅は、1.4メートル以上とすること。
 - b かごは、車いすの転回に支障がない構造のものとする。
 - (シ) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(ア)から(カ)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。
 - a かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - b かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつて

は、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより視覚障害者が円滑に操作することができる構造のものとする事。

c かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける事。

(ヌ) かがの出入口が複数あるエレベーターを設ける場合は、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設ける事。

(ヘ) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行う装置（火災の際にあっては避難階（直接地上へ通じる出入口のある階をいう。以下同じ。）に、地震、停電等の際にあっては最寄り階に自動的にかごを移動し、及び出入口の戸を開くことにより利用者の安全を図る装置をいう。以下同じ。）を設け、当該装置の作動時には、その旨を音声及び文字で知らせる設備を設けるよう努める事。

カ 移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして、次に掲げるものである事。

(7) 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものにあつては、次に掲げるものである事。

a 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする事。

b かがの幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは1.2メートル以上とする事。

c 車いす使用者がかが内で方向を変更する場合に必要なかごの幅及び奥行きが十分に確保されている事。

(イ) 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時

における踏段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。

キ 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、11の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。

(7) 幅は、1.4メートル以上とすること。

(イ) 区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

a 幅は、段に代わるものにあつては1.2メートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものについては、8分の1を超えないこと。

c 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踊場を設けること。

d 踊場（cの規定により設けるもの及びそれ以外のものをいう。）は、踏幅1.5メートル以上とすること。

(3) (1)に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)キの規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)ア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とすること。

1.4 特定経路

(1) 共同住宅の住戸及びホテル又は旅館の客室においては、道等から各住戸又は各客室までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅又は客室があるホテル若しくは旅館にあつては、当

該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。
)のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下この項において「特定経路」という。)とすること。

(2) 特定経路は、次に掲げるものであること。

ア 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

イ 当該特定経路を構成する出入口は、1の項及び13の項(2)イの規定によるものとする。ただし、各住戸又は各客室の出入口は、この限りでない。

ウ 当該特定経路を構成する廊下等は、2の項並びに13の項(2)ウ(ア)及び(イ)の規定によるほか、区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

エ 当該特定経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、4の項及び13の項(2)エの規定によるものとする。

オ 当該特定経路を構成するエレベーター(カに規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、13の項(2)オ(イ)及び(ロ)から(ニ)までの規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) かごは、各住戸又は各客室がある階、みんなのトイレがある階、車いす利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(イ) かごの奥行きは、1.15メートル以上とすること。

カ 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、13の項(2)カの規定によるものとする。

キ 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、11の項及び13の項(2)キの規定によるものとする。

(3) 当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)キの規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)中「道等」とあるのは、「当該共同住宅又はホテル若しくは旅館の車寄せ」とすること。

	<p>(4) 特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路又はその一部となる場合にあつては、当該特定経路となるべき経路又はその一部については、(1)から(3)までの規定は、適用しないものとする。</p>
<p>1 5 標識</p>	<p>(1) 移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。以下同じ。）の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に掲げるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該表示すべき内容が日本産業規格 Z 8 2 1 0 に定められているときは、これに適合するもの）とすること。</p> <p>(2) (1)に規定する標識以外の標識は、次に掲げる基準に適合するよう設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が高齢者、障害者等に容易に識別できるものとする。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 1 7 条第 1 項の規定により誘導灯を設置しなければならないものにおいて、当該誘導灯を屋内から直接地上へ通じる出入口又は直通階段（その階から避難階又は地上階に通じる階段をいう。以下同じ。）の出入口に設ける場合は、点滅機能及び音声誘導機能により避難に配慮したものとする。ただし、自動火災報知設備の設置を必要としない建築物については、この限りでない。</p>
<p>1 6 案内設備</p>	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーター</p>

	<p>ターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他次に掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字及びア又はイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(4) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合は、文字で情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。</p>
<p>17 視覚障害者移動等円滑化経路</p>	<p>(1) 道等から16の項(2)の規定による設備又は16の項(3)の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、次に掲げるもののいずれかである場合は、この限りでない。</p> <p>ア 道等から案内設備までの経路を主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合</p> <p>イ 建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通じる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に掲げる基準に適合するものである場合</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷</p>

	<p>設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(7) 車路に近接する部分</p> <p>(4) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して両側に手すりが設けられている踊場等を除く。）</p>
<p>18 増築等に関する適用範囲</p>	<p>建築物の増築等をする場合には、1の項から17の項までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用するものとする。</p> <p>(1) 当該増築等に係る部分</p> <p>(2) 道等から(1)に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>(4) (1)に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。(6)において同じ。）から(3)に掲げる便所に設けられるみんなのトイレ及びゆとりブースまでの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場</p> <p>(6) 車いす使用者用駐車施設（(5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。</p>

	<p>) から(1)に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>
19 読替え	<p>生活関連施設のうち、多数の者が利用する建築物における1の項から6の項まで、9の項から11の項まで、12の項(1)及び(3)、13の項並びに18の項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とすること。</p>